

改正

平成19年12月21日条例第63号

平成21年3月24日条例第16号

平成31年3月22日条例第12号

令和2年3月27日条例第14号

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例を次のように公布する。

愛媛県医師確保奨学基金条例

題名改正〔平成21年条例16号〕

(設置)

第1条 将来医師として県内で医療に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することにより、県内の医療機関等における医師の確保を図るため、医師確保奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

一部改正〔平成21年条例16号〕

(基金の額)

第2条 基金の額は、2億円とする。

2 基金は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定による積立てが行われたときは、基金の額は、積立額に相当する額が増加するものとする。

一部改正〔令和2年条例14号〕

(奨学金の貸与)

第3条 基金は、将来県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。以下同じ。）において医師としての業務に従事しようとする学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学する者、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている者及び当該臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等を受けている者であって規則で定めるものに対し、奨学金を貸与するものとする。

全部改正〔平成31年条例12号〕、一部改正〔令和2年条例14号〕

(奨学金の金額及び貸与の条件)

第4条 奨学金の金額及び貸与の条件は、規則で定める。

(返還の債務の当然免除)

第5条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 県内の医療機関等の医師としての業務（将来県内の医療機関等の特定診療科（医師の確保が困難な診療科として知事が指定するものをいう。）の医師としての業務に従事しようとする者として奨学金の貸与を受けた者にあつては、当該特定診療科の医師としての業務。以下「業務」という。）に従事した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が、奨学金の貸与を受けた期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年とする。）に達したとき。
- (2) 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

一部改正〔平成21年条例16号・31年12号・令和2年14号〕

(返還の債務の裁量免除)

第6条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により業務に従事することができなくなったとき（前条第2号に該当するときを除く。）は、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の一部処分)

第8条 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の運用を妨げない限度において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

- 2 第5条若しくは第6条の規定による債務の免除又は前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、免除した債務の額又は処分額に相当する額が減少するものとする。

(繰替運用)

第9条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第63号）

この条例は、公布の日（同日において、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）が施行されていない場合にあつては、同法施行の日）から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例第3条第1号に掲げる者に貸与した奨学金の返還については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日条例第14号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。